

近畿税理士会天王寺支部懇談会

日 時：令和8年9月17日(木) 16:00~17:00

場 所：天王寺納税協会 3階 会議室

稅務署長 挨撈

支部長 挨撈

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

1 令和8年10月1日からの税務署総合窓口の受付時間について

令和8年10月1日以降、全ての税務署で総合窓口における受付時間を原則として午前9時から午後3時とすることとなりましたので、御理解・御協力をお願いいたします。

(リンク: [令和8年10月1日からの税務署総合窓口の受付時間について](#))

2 第52回天王寺区民まつりの開催について

日時等: 令和8年10月18日(日)12:00～ 五条公園グランド

※ 雨天時: 署と納税協会が区民センターで開催(別途(前日)連絡)

催 事: 「税の啓発コーナー」の出店

→ 税金クイズの実施(参加者にキャラクターバックを配付)

→ パインアメすくいや1億円体験コーナーの設置

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

3 税の作文の表彰及び作文表彰式の開催について

本年も税の作文を募集しており、前年同様、近畿税理士会天王寺支部長賞の授与をお願いしたく存じます。(高校及び中学各2編)

【参考(令和7年度提出編数)】中学生:1,510編、高校生:976編

また、税の作文表彰式を12月10日(木)15:00から天王寺区役所講堂で、開催いたします。

プレゼンテーターとして支部長の出席と、来賓として支部役員の皆様の可能な範囲での出席をお願いいたします。

4 税理士実態確認について

税理士実態確認を9月中を目途に発送を予定しております。

天王寺税務署からの連絡事項(総務課管理担当)

1 キャッシュレス納付の利用拡大について

- ・ 国税の納付はキャッシュレス納付をご利用ください [\(リンク:キャッシュレス納付\)](#)
- ・ 源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました
[\(リンク:源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー\)](#)

2 納税証明オンライン申請の利用拡大について

納税証明はスマホで請求・受取できます！ [\(リンク:納税証明書のオンライン申請\)](#)

3 個人消費税の中間申告の振替納税について

振替日・・・令和8年9月29日(火)

4 住宅借入金等特別控除証明書の発送について

発送日・・・令和8年10月下旬予定

5 令和8年度納税表彰式について

開催日・・・令和8年11月11日(水)

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

期限内納付に向けた納付指導

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るため、関与先の皆様に納期限の周知及び期限内納付に向けた納付指導をお願いします。

課税期間当初から期中

確定申告前

中間申告や予定納税など、計画的な納税資金の準備についてご指導をお願いします。

早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします。

※ 納付書を使用しない納付手段で納付した方などについては、納付書の事前の送付を取りやめております。簡単・便利なダイレクト納付などのキャッシュレス納付の手続をご用意しておりますので、是非ご利用ください。

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

納期限を過ぎた国税の納付手続

期限内納付が困難との申出がある場合は、早期に税務署の徴収担当職員と納付相談を行うよう、ご指導をお願いします。

納税が困難な方には猶予制度があります

昨今の経済情勢の変化などの影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、徴収担当職員にご相談ください。

(申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2)

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

1 令和8年分確定申告について

2 自宅等からのe-Tax申告の推進

(リンク:マイナンバーカードを使うとさらに便利!)

マイナポータル連携で、申告に必要なデータを一括取得し自動入力

(リンク:スマホ申告ご利用ガイド～マイナンバーカードでe-Tax～)

マイナンバーカードの2つの暗証番号(4桁・6文字以上)を忘れずに！

⇒ 失念した場合でも、再設定可能です

⇒ 有効期限切れに注意

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門(資産))

1 相続税e-Taxの利用件数について

2 相続税e-Taxの利便性の向上

(リンク:[相続税e-Taxパンフレット](#))

(リンク:[贈与税関係情報](#))

(リンク:[税理士へ依頼する際の留意事項](#))

3 スマホによる贈与税申告書

(リンク:[スマホを使用した贈与税申告書作成方法](#))

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門(その他))

○ 書面添付制度の普及・定着に向けた利用推進について

(令和6事務年度 国税庁実績評価書:抜粋)

参考指標:税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合(所得税・相続税・法人税)

(単位: %)

年 度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
所得税	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5
相続税	22.2	23.1	23.4	24.3	24.6
法人税	9.8	9.8	10.0	10.0	10.2

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課調

(注1) 上記割合は、税理士が関与した申告書の件数のうち、書面添付があったものの件数の割合です。

(注2) 「所得税」は、翌年3月末までに提出された申告書を対象としています。ただし、令和2年度及び3年度については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末までに提出された申告書を対象としています。

(注3) 「相続税」は、各年分ともその年の10月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書(修正申告書を除く。)を対象としています。

(注4) 「法人税」は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

- 1 添付書類も含めたe-Tax(ALL e-Tax)の推進について

([リンク先:ALL e-Taxのご案内](#))

「法人税の電子申告は4社に3社が **ALL e-Tax**です！！」

- 2 源泉所得税のキャッシュレス納付について

([リンク先:源泉所得税の納付はキャッシュレス納付が便利です！](#))

- 3 年末調整手続の電子化及び年調ソフトヘルプデスクについて

([リンク先:ヘルプデスク電話番号](#))

([リンク先:年末調整手続の電子化で業務の効率化](#))

開設日:令和8年9月1日(火)

電話番号:0570-02-4563(ナビダイヤル)

受付時間: 9:00～17:00※

※ 10月1日～12月28日以外の土日祝日及び12月29日～1月3日を除く

各種所得控除や、一般的な年末調整のしかたに関する質問等は電話相談センター(Tel0570-00-5901)をご利用ください。

支部提案議題

- 1 新年研修会について
- 2 支部親睦旅行について
- 3 「税を考える週間」について
- 4 確定申告期における無料税務相談の実施について
- 5 その他